

②県指定（滋賀県建築基準法等施行細則）

用 途	規 模 等
劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
観覧場（屋外に観覧席を設けるものを除く）、公会堂、集会場（床面積が200㎡以上の室を有するものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る）、	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
ホテル、旅館	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
政令第115条の3第一号に規定する児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	床面積の合計が2,000㎡超のもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
遊技場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡超のもの 3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの 地階の床面積の合計が100㎡超のもの
百貨店、マーケット、物販販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場の2以上の用途に供する施設	床面積の合計が1,500㎡超のもの

※令和元年6月25日施行の法改正により、県指定の建築物は上記用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの、または階数が3以上で上記用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものに限られています。

※建築基準法施行令第16条に規定する建築物（①国指定）を除く